

○令和 8 年度恵庭市産科医院開設支援補助金交付要綱

令和 8 年 9 月 1 8 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民が安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、地域における医療体制の構築を推進するため、産科又は産婦人科を有する診療所等を市内に開設しようとする医師又は医療法人に対して、予算の範囲内において恵庭市産科医院開設支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、恵庭市補助金等交付規則（平成 12 年規則第 8 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所等 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所をいう。
- (2) 医師 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に定める医師をいう。
- (3) 医療法人 医療法第 39 条第 1 項の規定による法人をいう。
- (4) 産科医院 診療所等であつて、診療科名が産科又は産婦人科であるものをいう。
- (5) 分娩実施施設 分娩を取り扱う産科医院をいう。
- (6) 分娩不実施施設 分娩を取り扱わない産科医院をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する医師又は医療法人とする。

- (1) 市内に産科医院を新たに開設し、継続して 10 年以上実施する見込みがあること。
- (2) 医師にあつては、産科又は産婦人科の臨床経験が 5 年以上、医療法人にあつては、産科又は産婦人科の臨床経験が 5 年以上の医師を雇用していること。
- (3) 分娩及び産褥期における母子の健康管理等を行う医療機関との連携体制を確保すること（分娩不実施施設を開設する場合に限る。）。
- (4) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、産科医院の開設に直接必要な経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 開業準備金 仲介手数料、医師会入会金等の開業準備にかかる諸費用
- (2) 人件費 法人役員及び医師を除く職員の給与、賞与等にかかる費用
- (3) 租税公課費 土地（診療所等の用に供するための土地をいう。以下同じ。）、建物（診療所等の用に供するための建物をいう。以下同じ。）等に賦課された固定資産税及び都市計画税の支払に要する費用
- (4) 賃借料 土地、建物等の賃借に要する費用
- (5) 修繕料 賃借した建物（既に開設している診療所等に新たに産科又は産婦人科を開設する場合にあっては、当該診療所等の建物）等の修繕工事に要する費用
- (6) 医療機器等整備費 医療機器等（診療のために必要な機械、備品、器具等をいう。）の取得又は賃借に要する費用

2 国又は北海道から補助を受けている場合は、当該補助金額を補助対象経費の総額から控除した残りの額を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表第1に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる額を合算した補助金の総額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて定める額を限度とする。

- (1) 分娩実施施設 5,000万円
- (2) 分娩不実施施設 3,000万円

3 第1項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、恵庭市産科医院開設支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 納税証明書
 - (4) 医師免許証の写し
 - (5) 医師の履歴書
 - (6) 医療法人にあつては、法人の登記事項証明書その他法人の概要を確認できる書類
 - (7) 診療所等の位置、規模及び整備内容を確認できる書類
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、申請内容の適切性を審査するために市長が必要と認める書類
- (交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、恵庭市産科医院開設支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、恵庭市産科医院開設支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の変更、中止又は廃止しようとするときは、恵庭市産科医院開設支援補助金変更・中止（廃止）申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき承認の可否を決定したときは、恵庭市産科医院開設支援補助金変更・中止（廃止）通知書（様式第5号）により補助事業者に通

(概算額の交付申請)

第9条 補助事業者は、補助金の概算額の交付を受けようとするときは、恵庭市産科医院開設支援補助金概算額交付申請書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、その内容を審査し、概算額の交付

が必要かつ適当と認めるときは、交付すべき概算額を決定し、恵庭市産科医院開設支援補助金概算額交付決定通知書（様式第 7 号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに恵庭市産科医院開設支援補助金実績報告書（様式第 8 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長へ提出するものとする。

（1） 収支決算書

（2） 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類

（3） 前 2 号に掲げるもののほか、補助金額の適切性を審査するために市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第 11 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、恵庭市産科医院開設支援補助金確定通知書（様式第 9 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第 12 条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、既に交付した概算額を控除した額を交付するものとする。

2 前条の規定により確定した補助金の額が既に交付した概算額を下回るときは、市長は、その差額の返還をさせるものとする。

（交付決定の取消し等）

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 交付決定を受けた後において、正当な理由がなく 6 か月以上診療所等の業務を開始しないとき。

（3） 正当な理由がなく、1 年以上診療所等を休止し、又は 10 年以内に廃止したとき。

(4) 医師の免許の取り消し等により診療所等の業務を継続することができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、補助事業者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、別表第2に掲げる当該補助事業者が医業を行った年数の区分に応じ、同表の定める割合により算定した額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を返還させるものとする。

3 前項の規定による返還を求める場合は、恵庭市産科医院開設支援補助金返還命令書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年9月18日から実施する。

(恵庭市産科医院開設支援助成金交付要綱の廃止)

2 恵庭市産科医院開設支援助成金交付要綱（令和8年4月1日実施）は、廃止する。

別表第1（第5条関係）

区分	補助率	限度額	交付対象期間
開業準備金	定額	500万円（1回限り）	開設年度
人件費	2分の1	1会計年度 1,000万円	開設年度の初日から 起算して2年を経過 する日まで
租税公課費	10分の10	1会計年度 200万円	開設年度の翌年度の 初日から起算して3 年を経過する日まで
賃借料	2分の1	ア 分娩実施施設 1会計年度 600万円 イ 分娩不実施施設 1会計年度 200万円	開設年度の初日から 起算して5年を経過 する日まで
修繕料	2分の1	ア 分娩実施施設 対象期間内合計 1,000万円 1会計年度 100万円 イ 分娩不実施施設 対象期間内合計 500万円 1会計年度 50万円	開設年度の初日から 起算して10年を経 過する日まで
医療機器等整備費	2分の1	ア 分娩実施施設 対象期間内合計 2,500万円 1会計年度 250万円 イ 分娩不実施施設 対象期間内合計 1,500万円 1会計年度 150万円	開設年度の初日から 起算して10年を経 過する日まで

別表第 2 （第 1 4 条関係）

医業を行った年数	返還率
開業期間のうち 3 年未満	1 0 分の 1 0
開業期間のうち 3 年以上 5 年未満	1 0 分の 7
開業期間のうち 5 年以上 7 年未満	1 0 分の 5
開業期間のうち 7 年以上 1 0 年未満	1 0 分の 3